

## 学長の任期、再任の可否等について

- 学長の任期  
4年
- 再任の可否  
可
- 再任を可とした場合の上限の有無  
有（引き続き6年を超えて在任することはできない）
- 上記を設定した理由

国立大学法人法第15条第1項において「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」とされており、本法人においては、国立大学法人高知大学長選考等規則において、「学長の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。」と規定している。

学長の任期については、3年以下では学長が適切にリーダーシップを発揮し施策を計画・実行・改善するには短いとの判断から、4年が妥当としている。また、再任の可否については、4年の任期において優れた成果を挙げつつあり、さらなる成果が期待できる場合に、それが可能となるよう、再任可としている。再任の場合に引き続き6年を超えて在任することができないことについては、任期の長期化による組織の硬直化を抑止すること及び中期目標期間が6年であることを考慮し決定している。

### 【参考】

国立大学法人高知大学学長選考等規則（抜粋）

第14条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。